

# 才力マ憑けと狐踊り

## —民間シャマニズムの一面—

大島建彦

### 一

という記事がみられる。『定本柳田国男集』二十一巻の『こども風土記』にも、「中の中の地蔵さん」などという遊びの古い形として、やはり福島県の海岸部の例をあげており、

これは輪の子供が口を揃へて「中の中の」の代りに

御乗りやアレ地蔵様

といふ言葉を唱へる。乗るのはその児へ地蔵様に乗り移つて下さいといふことであつた。さうするうちにまん中の児は、次第次第に地蔵様になつて来る。すなはち自分ではなくつて、色々のことを言ひ出すのである。さうなると他の子供は日々に

物教へにござつたか地蔵さま、遊びにござつたか地蔵さまと唱へ、皆で面白く歌つたり踊つたりするのだが、元は紛失物などの見つからぬのを、かうして中の中の地蔵様に尋ねたこともあつたといふ

と記されている。昭和四十年代に入つてからは、西郊民俗談話会の『西郊民俗』の誌上などに、これに関する調査の成果が掲げられており、『藝能論纂』の「地蔵遊びとその周辺」という拙論には、福

躍ルモノ、我ヲ忘テ身ヲ振ハシ汗ヲ流シ、躍リ上リ躍リ上リ、  
身モ自ラ軽クナリテ、人ノワザトモ見ヘズ、此地蔵ノ乗リウツ  
リタモフトイフ

躍ルモノ、我ヲ忘テ身ヲ振ハシ汗ヲ流シ、躍リ上リ躍リ上リ、  
身モ自ラ軽クナリテ、人ノワザトモ見ヘズ、此地蔵ノ乗リウツ  
リタモフトイフ

島県の浜通りから中通りにわたる、かなり多くの類例が取りあげられている。そして、桜井徳太郎氏の『日本のシャマニズム』にも説かれたように、この地蔵遊びの民俗では、女や子どもが地蔵に憑かれることで、エクスター・トランスの状態をあらわしており、まさにシャマニズムの系列に属するものであったと認められる。しかも、福島県やその周辺の諸県では、これと通ずるような民俗として、オカマ憑け、オシンメ踊り、大黒憑け、ハヤマの託宣、山の神の託宣、狐踊り、イタチ寄せなど、さまざま形態をとるものが伝えられており、おのずからその展開の過程についても考えさせるのである。

ところで、これまでの調査のかぎりでは、福島の県外に出てしまって、このような地蔵憑けにあたるものは、ただの一例も認められていません。もつとも、あげ地蔵とかうかがい地蔵とかいつて、地蔵の石像などをもちあげ、その軽重によつてうらなうことは、かなりひろく知られている。わけても、埼玉県や東京都などには、講中の先達といふように、特定の占い手に限つて、地蔵さまをもちあげては、おうかがいをたてるという例もあつて、やはりシャマニズムの傾向を示しているが、さきの地蔵憑けとは別に論じなければならぬ。それに対して、福島県の一部には、オカマ憑けや狐踊りといふことが、わずかに伝えられていたが、関東地方の範囲でも、それとほぼ同じようなことが、すこしづつはおこなわれていた。ここでは、民間のシャマニズムの一面として、オカマ憑けや狐踊りの類例をあげて、その憑依の方式をさぐるとともに、その童戲との関聯についても考えてみたい。

福島県内のオカマ憑けについては、『東北民俗』の十一輯に、三

瓶源作氏の「信達地方におけるお釜講について」が掲げられており、福島市のいくつかの例が取りあげられている。この地方では、一般にオカマ講と称して、春秋の社日を中心に、家々の女だけが集つて、オカマの神をまつて、楽しく過したものであるが、特にその集りの場で、誰か一人の女をえらんで、オカマの神を憑かせて、さかんに踊らせることがおこなわれていた。たとえば、同市下野寺の天神田では、

昔はお籠りの時、みんなでハヤシていると、中に神様の憑く人があつて、いろいろなご託宣などもしたものであつた

といふ、同市吉井田の吉田では、

むかしは集まつた人が、音のするものなら何でも叩いてハヤシ、すると中の人に神様がついていろいろのことと言う。その人の身の上のこととか運勢などを聞いたりした

というよう記されている。また、『西郊民俗』の五十号には、大島建彦の「地蔵つけ・オカマつけ—福島県郡山市・田村郡—」が掲げられており、同誌の五十三号にも、大島の「オカマ踊り・オシンメ踊り—福島県郡山市田村町—」が掲げられていて、郡山市のいくつかの例も示されている。それによると、同市中田町の下枝では、八十八夜と旧十月二十八日とに、オカマ講の集りにあたつて、若い娘が、手拭で目隠ししたまま、笹とヘラとをもつてすわった。十五、六人で、そのまわりをかこんで、シモカミナカザル ナカベンザラ オカマの神さまと何回もくり返した。神がつきそになると、笹とヘラとをひっぱつて、

十六神のオカマの神さま おもしろそうにも おかしそう  
にも あそばせたまえ

と何回もくり返すのであった。神がついてからは、問に対して  
答えてもらつたり、唄にあわせて踊つてもらつたりしたという  
ことが知られている。同市牛縊本郷では、正月二十八日と八月二十  
八日とに、オカマ講の集りにあたつて、

若い娘を選んで、その目をしばり、笛とヘラとをもたせ、ま  
ん中にすわらせる。大勢の女が、そのまわりで、  
しもかみいわざらなかべんなら かまの神  
と唱えていると、ぶるぶるとふるえて、オカマさまがのりつく  
といい、

それから、

ちゃんたて ちゃんたて ちゃんはなんだそれ ヨイサノ  
サ

とはやしたてるど、すぐにたちあがる。さらに、伊勢音頭や餅  
つき唄など、さまざまな唄にあわせて、何でも踊つてみせる  
というように伝えられる。

つぎに、福島県内の狐踊りについては、会津民俗研究会の『奥会  
津南郷の民俗』に、南会津郡南郷村の例が、かなりくわしく取りあ  
げられている。それによると、  
その方法は、狐に代わって告げる人は手の親指を内側にして  
にぎり、それに手拭を掛け持つて坐る。その人を寄り人とい  
う。その周囲を輪になつて五、六人が坐り、または立つて回る。  
その時、狐踊りの歌をうたう。何度もくり返しているうちに狐

が寄り人に憑く。そして憑くとこちらで聞きたい事を聞くとお  
告げがある

といものであった。その狐の名は、地区によって違つてるので、  
狐踊りの唄も、それに応じて変つてくるが、とりあえず一二の例を  
あげると、

たのみ上げます萩山様よ ゼひの願いでたのみます

願い上げます高森様よ 実の願いでたのみます

などどうたわれたものである。石川純一郎氏の『会津館岩村民俗  
誌』には、南会津郡館岩村でもまた、寄り人に狐を憑けて、いろいろなことをたずねたことが記されている。

福島県内の狐踊りのことは、ただそれだけしか知られていないが、  
『旅と伝説』の十一年四号には、野口長義氏の「南会津の民俗  
(三)」が掲げられており、南会津郡桧枝岐村のイタチ寄せについて  
記されている。『福島県史』二十三巻の『会津桧枝岐民俗誌』にも、  
この地のイタチ寄せのことが、いつそこまかに取りあげられてい  
るが、さきの狐踊りとも通ずるものとみられる。そのイタチ寄せの  
方式は、

まず鎮守の境内に燧岳神社の祭場を臨時につくり、よりが中央にすわる。もとは川下の川内村の法印がよく頼まれてきたが、  
その人がこなくなつてからは村人で行なう人もあつたという。  
のりうつる人が最初は幣束を両手にもつて、のりと呪文を唱え  
る。その周囲をいたちの神よせをする人たち五人なり一〇人な  
りで拝んでまわる。呪文は「だいけんにつそん日の一神、だい  
じょうがつそん月の神、しんとうかじ」と唱えて印を結び、

「玉の如く、かがみの如く、つるぎの如く、清く美しく……」

と唱える由であるが、もう全文はわからなくなっている。やがてよりの手がだんだんふるえてきてはげしくなり、すわつたまま飛び上がつたりし始める、よりがのり移つたという。本人は意識がはつきりしなくなっていると思われている。このときはいろいろのこと聞くと問答のようにして答える」というものである。

## 二

福島県下の調査によると、オカマ憑けと狐踊りとは、いちおう別個の事象として認められるのであるが、関東地方の各地では、それらの二種の民俗が、たがいに密接な関聯をもつてあらわれてくる。

しかも、幕末や明治の文献にも、やはり両者の併記の傾向をうかがうことができる。すでに『日本民俗学』の百号で、中島恵子氏の「狐踊りのこと」にも引かれたように、東京都下の立川市には、柴崎村名主の『公私日記』が残されており、その天保十二年閏正月二十五日の条には、

此節、福島辺ヨリ流行狐踊り、村内一般ニ流行之事と記され、また天保十二年四月二十八日の条にも、

本宿村ニ而流行之狐踊り、御釜加持ヨリ事起り、中座ニ立候者之夫、御代官江欠込訴いだし、相手拾六人被召出御吟味之處、扱人立入、当人方江金子拾壹両差出、其外多人數江戸詰いたし、五拾両程入用相掛り、右加持世間一統相止ミ、当月十七日帰村

之由也

と記されている。この「狐踊り、御釜加持」というのが、一人の既婚の婦人を中心におこなわれたことは、「中座ニ立候者之夫」といふことばによつてうかがわれるであろう。

明治の初年にいたつて、中央や地方の官廳から、それらの俗信の禁令が、しきりに出されていたとみられる。たとえば、『新編埼玉県史』の資料編二十五による、国立公文書館所蔵の「埼玉県資料」四十三に、明治三年三月の「浦和県布達」が収められており、

近頃、当県内宿村において、浅山又ハおかまと唱へ、大勢相集り祈祷を致し、追々廣まり候趣、右ハ被仰出候御趣意ニも相ふれ不宜事ニ候。一体、無謂人を集め神仏を祈、産業をさまたげ候類あるましき事ニ付、早々停止可致候。若相そむき候者ハ、嚴重之咎申付へく候。小前末々迄、急度可相心得候者也。

右之趣、小前末々へ不洩様相ふれ、其宿村役人共申合、能々教さとし、相そむかざる様可致者也

と記されている。また、『西郊民俗』の百十五号に、「藤沢市の狐踊り資料」として掲げられたように、藤沢市西富の青木四郎氏所蔵の文書には、明治五年四月の「伝信線之儀ニ付御取締并狐躍等御制禁御達之御請書」が収められて、

一、近頃、稻荷踊狐躍杯と称し、中座と歟名付、何歎唱言致候へは、乘移り、児共大人之無差別、色々の身振り物真似等いたし踊、病人等は伺を立、医師方角を教へ薬をあたへ候様之事有之

などと記されており、同市村岡東の彦坂増藏氏所蔵の文書にも、同

年同月十一日の「狐踊り御製（ママ）禁御取締御請印帳控」が收められて、当春以来、在村ニ而、若者共多人數寄集り、昼夜之無差別、

御寵加持或は稻荷踊狂と名附、如何之唱事いたし、稻荷乘移り、

手踊又は加持祈祷之真似いたし候者有哉之旨

などと記されている。そのような狐踊りなどの禁止は、「宗教制度

調査資料」の二巻に掲げられたように、明治六年一月十五日の「教部省布達」として、

従来、梓巫市子憑祈祷狐下ヶ抔ト相唱、玉占口寄等之所業ヲ以テ、人民ヲ眩惑セシメ候儀、自今一切禁止候条、於各地方官、

此旨相心得、管内取締方、厳重可相立候事

と記されたものと、同じ一つの流れに属するものではないかと思われる。それらの布達の文面によつて、当時の狐踊りなどの実態が、かなりあきらかに示されていたといえよう。

そのような官庁の禁令にもかかわらず、関東地方の一部の地域では、オカマ憑けや狐踊りのようなことが、明治の初年にただちにす

たれたわけではなく、さらに後年までくり返しおこなわれてきた。

これまでの調査によると、すくなくとも群馬、埼玉、東京、神奈川

の各都県の範囲から、この種の憑依に関する事実が認められている。

群馬県内の報告として、「渋川市誌」の民俗編には、「羽黒の権現」

という遊びについて記されているが、昭和六十三年の八月には、市内のいくつかの地区で、実地にその事実を確かめることができたの

で、「西郊民俗」百二十六号には、とりあえず「神つけ聞書—群馬

県渋川市—」と題してまとめておいた。それによると、同市祖母島

の下里では、大正の末のころまで、初午の前日の夜には、ハシバのお稻荷さんに、男の子が何人も集つて、にぎやかに太鼓を叩いていたが、じやんけんで負けた子などが、目かくしをしてすわらせられ、そのまわりからいっせいに、

あさ山は山 羽黒の権現

ならびのとうかの大明神

と唱えられると、しだいに身ぶるいをはじめて、その場にすわつたままで、二尺あまりも飛びあがつたものである。そのように、お稻荷さんがのりうつると、ふだんは弱い子でも、たちまちに強くなつて、目かくしもとらないままに、そのあたりを飛びあるいは、ほかの子をころがしたりして、これをつかまえてしまうが、つぎには、そのつかまえた子に、お稻荷さんをのりうつさせた。ここでは、そのお稻荷さんにむかつて、何かものをたずねたり、また踊りをおどらせたりするようなことはなかつたという。同市の半田や有馬では、大正の初めのころに、その日どりはきまつていなかつたが、男の子が何人か集ると、いくらかおとなしい子が選ばれて、目かくしをしてすわらせられ、

あさ山は山 羽黒の権現

とうかの稻荷大明神

などと唱えられると、何か神のよくなつて、やはり目かくしをしたままで、

どこへでも飛んでるといつて、ほかの子を追いまわしたが、「おまえつちのおやじは、どこいってるんだ」とたずねると、「作きりにいつて、土手のところでタバコを吸つてる」と答えるように、どのようなことをたずねても、その場で答えてくれたものである。これをもとにもどすには、背中に犬の字を書いて、そこをたたくだけでよ

かつたが、それでうまくゆかないと、御嶽教の拝み屋におがんでもらつたという。また、群馬県教育委員会の『勢多郡東村の民俗』には、勢多郡東村の足越の事例として、特にオカマカジなどと称して、青年の仲間から中坐をたて、

朝山 早山 羽黒の権現 並びに稻荷の大明神

とくり返していると、何かがついしゃべりだしたというように、いくつかの類例が掲げられている。そのほかに、群馬県教育委員会の『榛東村の民俗』には、北群馬郡榛東村新井の神憑けについて、安藤重太郎氏の『うつり變る農村と私の記録』には、甘樂郡妙義町八木連の神憑けについて、都丸十九一氏の『日本の民俗群馬』には、利根郡利根村砂川のキツネカジについて、それぞれの特色を示した記録がのこされており、おとなの祈りから子どもの遊びまで、そういうつり变つてゆく段階がうかがわれるのである。

つぎに、埼玉県内の事例をあげてみると、『広報わらび』二百三十九号の「わらびむかし話」九には、蕨市郷のトオカミについて、矢作統一氏の談話が引かれており、『郷土史』三号の蕨市西公民館の「上蕨について」、「ふるさとわらび」十四号の堀江清隆氏の「狐踊りについて」、『西郊民俗』百二十五号の大島建彦の「蕨市のトオカミ」などにも、やはりこれに関する記事が掲げられている。ここには、最近の筆者の聞書によつて記しておくが、明治末年から大正年間にかけて、初午のヨミヤの晩には、この地の吉沢氏の家に、家族や親戚や奉公人が寄つて、稻荷さまにうかがいをたてることがおこなわれていた。この家の作男にあたる人が、鉢巻をしめて神の枝をもつてすわり、この男をかこんだ人々が、

トオカミエミタメ ハライタマエ キヨメタマエ

と唱えていると、しだいに稻荷さまがのりうつつてきて、足を組んだまま飛びあがつたものである。そこでは、天候や作柄や流行病など、さまざまなことについてたずねていたが、けつして政治のことにはふれないようにしていた。稻荷さまに帰つていただくには、いつせいに心経を唱えるのであつたが、さらに一家の長にあたる人が、肩をひとつ叩いてやつて、そのまま横に寝かせておいたという。また、『むさしの』二輯の池ノ内好次郎氏の「宗岡村の一月行事」、『民間伝承』二百八十号の同氏の「子どもの遊び」、志木市教育委員会の『志木郷土史』の「子供の遊び」などには、志木市宗岡の事例として、カジツカセルということが取りあげられている。特に『むさしの』二輯の記事は、はやく昭和七年の時点において、そのような民俗の実態をとらえたもので、この地の初午の行事について、各稻荷社では氏子の小学校在学中の子供達が小屋掛けをして參籠する

ことにふれながら、

時にはカジツカセルといつて、仲間の一人を座の中央に坐らせ、手拭で眼隠しをして合掌させ、稻荷さまの御幣を持げさせる。他の者はこれを囲んで車座になつて太鼓を打ちながら、「とーかみ、ゆみたみ、かごしそん、はーらえたまえ、きー よめたーまえ」

と繰返へし繰返へし唱へるうちに、御幣を持った者は催眠状態になる。これをカジツイタといひ、種々の伺ひについて解答をする

というように記されていた。『西郊民俗』百十二号の大島の「朝霞市のカジツキ」をはじめ、同誌百二十三号の大島の「カジツキ追記」などにも示されたように、朝霞市の根岸や岡でも、同じようなカジツキのしきたりが伝えられていたという。

東京都内の報告としては、『分類祭祀語彙』の「オカマカジ」の項に、『山村調査記録』二集の記事を引きながら、

東京都西多摩郡松原村で、紛失物のあったときに、神様に伺いを立てる方法として行なわれる。神様は浅間様などであるが、必ず眷属を借りるという。御幣を借り、子供を持たせ、その両眼をめの字を二つ書いた紙で蔽い、手拭でしばる。それを大勢で取り囲み、中臣祓いを唱えていると神がかりになり、託宣をする。倒れると笹の葉で水を三度注ぐと正氣になる。最初御眷属といわずに、直接神に願いをすると、子供は決して口をきかないという

と記されたものが、ただ一つだけあげられるにすぎない。もつとも、奥多摩町教育委員会の『奥多摩町の民俗』五集、『奥多摩町誌』の民俗編などには、ゆくえ不明の人をさがすために、正直な男が加持台となつて、神の意思をうかがつたことが記されており、同じような憑依の現象に属するものとみられる。

それとくらべると、神奈川県内の報告はすくなくないが、その一つの事例として、相模民俗学会編の『神奈川の民俗』には、鎌田久子氏の「ウチイナリと狐憑き」が掲げられており、川崎市多摩区西生田のトウガミについて記されている。それによると、その時期はきまつておらず、話しあいでおこなわれるが、いずれにしても、ナ

カザの耳もとで、

トウガミエミ給エカンオシシソンドケン

と唱えていると、イナリサンがのりうつてくる。そこでは、まずうかがいごとから始まり、ついで余興をもつて終るのであるが、ふだんは何もできない人が、このナカザをつとめると、障子の棧を渡つたり、屏風の上にのつたり、どのようなことでもしたという。また、『西郊民俗』の七十四号には、中島恵子氏の「トオカミ」ということ」が掲げられており、それによつて、同市麻生区細山のトオカミというのも、ほぼ同じような形態によるものであつたとみられる。さらに、角田益信氏の『川崎の民俗』には、「長尾のオカマギトウ」の記事が収められているが、それによると、同市多摩区長尾のオカマギトウと称するものは、いくらか異なる形態をとつていたといえよう。すなわち、明治の初めのころには、正月や盆のもの日に、長尾の近辺のことものは、しばしば妙楽寺に集り、特にオカマギトウと称して、キツネをのりうつらせたものであるという。それについて、

これらのキツネを呼び寄せるには、まず、子供たちが輪になつて座り、その真ん中にだれか中座の子供を一人たてる。その中座の子供は、目隠しをして御幣を持って座らせる。そして、回りの子供たちが声をそろえて「亀の甲山のおろくさん、お花あそびにいらっしゃい」と、何んべんもくり返してキツネを呼ぶ。そして、亀の甲山のキツネがこないと、次に鶴ヶ谷のキツネ、又は、チヨンボリ松のキツネを呼び出す

といい、

えだして、中座の子供にキツネが乗り移る。すると、子供たちがみんなで「キツネさん、キツネさんどこからきました」と聞く。中座の子供が「〇〇〇〇から来たキツネだ」と答える。そ

して、子供たちが「今日は、お花遊びによくきてくださいました、何か歌をうたって下さい」といつて、みんなで歌をいろいろ注文する。すると、キツネが乗り移った中座の子供は、無意識のうちにどんな歌でも次から次へとうたつた。当時、子供たちが知らない端唄やサノサ節などもうたつたという。そして最後にうたい疲れると「こんなところにいつまでいても、えければかばかしい、早くわが家へかえろう」といつて中座の子供がぱつたりと倒れる。すると、みんなでだき起こして背中に「水」という字を指で書く。すると、キツネが落ちて中座の子供が正氣にもどつたといふ

というように記されている。そのほかに、鎌倉市教育委員会の『としよりのはなし』には、鎌倉市大船の狐踊りについて、藤沢市教育文化研究所の『藤沢の民話』には、藤沢市川名の狐踊りについて、それぞれまことにいきいきとうつされている。いずれにしても、随時に男女の別なく集つて、中座に狐をのりうつらせると、みなすきな唄をうたうのにあわせて、これを踊らせて楽しんだようである。さしあたり、関東地方のオカマ憑けや狐踊りについては、おおむねその程度のことしかわかつていはない。

あとに掲げた「オカマ憑け・狐踊り等資料一覧」には、ここに取りあげた憑依の事例について、それぞれ番号、件名、地名、資料のほかに、時期、場所、参加者、憑依者、神名、執物、唱え言、託宣、舞踊といふように、ひととおりその主要な要素を示しておいた。そこで、さきの「地蔵遊びとその周辺」のまとめにならないながら、関東地方のオカマ憑けや狐踊りについて、それらの主要な要素を中心

に、その基本の形式をさぐつてみたいと思う。

第一には、時期の問題であるが、きまつた時節に限られるものと、いつもも隨時におこなわれるものと、大きく二つの部類にわけられるようである。もともとこののような神憑けのたぐいは、いつでも必要に応じておこなわれたものであろうが、群馬県利根郡利根村のキツネカジが、正月二十八日の不動尊の縁日におこなわれ、川崎市多摩区長尾のオカマギトウが、正月や盆の日におこなわれたといふように、何かきまつた日どりと結びつけられたものもあげられる。

特に埼玉県などの各地では、初午のヨミヤのおこもりに、もつともさかんにおこなわれたとみられる。本来ならば、さまざまな神靈の託宣などは、やはりそれぞれのまつりの一部をなすべきものであつたといえよう。

第二には、場所の問題であるが、家の中でおこなわれるものと、そのほかの場所でおこなわれるものと、大きく二つの部類にわけられるであろう。そして、家のほかの例としては、何よりも寺や堂の

中、神社や祠の前などでおこなわれるものがあげられる。福島県の地蔵憑けなどの場合には、多くは家の中心でおこなわれたようであるが、関東地方の神憑けについては、ほとんどそのような事例を認めることはできない。わずかに、群馬県渋川市の羽黒の権現の遊びが、家庭でおこなわれていたといい、神奈川県藤沢市の狐踊りが、家庭でおこなわれていたという程度である。そして、群馬県利根郡利根村のキツネカジが、不動堂でおこなわれたといい、川崎市多摩区のオカマギトウが、妙楽寺でおこなわれたというほかに、埼玉県のトオカミやカジツキが、おおかたは稻荷の祠の前などに、それぞれおこもりの小屋をかまえておこなわれたことに注意しなければならない。

第三には、参加者の問題であるが、いちおうは、おとなと子どもとか、男と女とかいうように、年齢や性別にもとづいてわけられるであろう。福島県の地蔵憑けやオカマ憑けなどは、おもに娘や女の子によっておこなわれていたが、関東地方の狐踊りのたぐいは、まれに老幼や男女の別なくおこなわれ、また若い衆の仲間によつてもおこなわれるというが、おおむね男の子を中心におこなわれていたとみられる。そういう意味では、朝霞市根岸の金剛寺で、初午のおこもりそのものは、やはり男の子を中心におこなわれるのに、その場のカジツキだけが、むしろ女の子を中心におこなわれたのは注目されるであろう。

第四に、憑依者の問題についても、さきの参加者と同じように、やはりおとなとどもとか、男と女とかいうようにわけられるであろう。福島県の地蔵憑けやオカマ憑けなどは、おもに娘や女の子に

よつておこなわれていたが、関東地方の狐踊りのたぐいは、いくらかは若い衆ともかわりながら、おおむね男の子を中心におこなわれていたといえよう。しかも、そのような憑依の主役にあたるものには、かならずしも專業の巫者とはいえないまでも、しばしばナカザとかノリキとかよばれており、やはりそれにふさわしい適性を認められていたものであろう。

第五には、神名の問題であるが、福島県下の調査によると、地蔵、オカマ、オシンメ、大黒、狐、イタチ、ハヤマ、山の神というようにな、実にさまざまの神の名があらわれてくる。それに対しても、関東地方の各都県では、稻荷または狐を中心に、いくつかの神の名があげられるにすぎない。たとえば、オカマカジとかオカマギトウとかいつても、特にオカマサマというような神が意識されていたとは限らない。むしろ、そのような神憑きの場合には、かならずしも特定の神に限られるものではなかつたといえよう。しかも、福島県の地蔵憑けなどでは、田原井の地蔵とか名花の地蔵とかいつて、あきらかにそのありかを名のることが多かつたように、関東地方の狐踊りなども、やはりその身もとをあかすことがすくなくなかつたといつてよい。

第六には、執物の問題であるが、福島県下の調査によると、地蔵を憑けるものは、南天や笠の葉をもち、オカマサマを憑けるものは、ヘラや杓子をもち、イタチ寄せのヨリ、ハヤマのノリワラなどは、いずれも御幣をもつていうように、さまざまな神名の違いによつて、それぞれ異なる形式をとつていていたとみられる。それに対しても、関東地方の狐踊りのたぐいは、ほとんど幣束とか幣神とかいうものをも

つており、しかも、たいがい神官や僧侶などに切つてもらつたといふのである。

第七に、唱え言の問題については、かなり印象深い文句が伝えられているが、さきにあげた神名の相違をこえて、おおむね一定の類型にわけてとらえられる。そして、関東地方の狐踊りのたぐいでは、二つの重要な類型にあてはまるものが、その大多数を占めていたといえよう。その一つの型といふのは、

ツキヤマハヤマ ハグロノゴンゲン、ナラビニトウカノダイミ

ヨウジン

などといふものである。月山と葉山と羽黒山といふのは、いずれも奥羽地方の靈山として知られているが、実際に、それらの山の名を並べて唱えることは、福島県下のハヤマの託宣にあたつておこなわれていた。しかも、そのような系統のことばは、同じ福島県内の各地では、オカマサマやオシンメサマをつけるために唱えられ、また群馬県から埼玉県にかけては、オカマカジやキツネカジにともなつて伝えられている。もう一つの型といふのは、

トオカミエミタメ、カンゴンシンソン、リコンダケン、ハライ  
タマエ、キヨメタマエ

などといふものである。この「トオカミエミタメ」といふのは、古く亀の甲や鹿の骨などにいわば占いのしるしとしてつけられたもので、後には神秘な呪文としてもはやされてきた。また、「カンゴンシンソン、リコンダケン」といふのは、いわゆる易の八卦にあたることばで、「坎艮震巽離坤兌乾」と書きあらわされる。そして、吉田家の唯一神道などで、特に「三種大祓」のことばと称するのは、

このト兆と八卦のことばとを組みあわせて、「ハライタマエ、キヨメタマエ」という文句を取りそえたものである。埼玉県のトオカミやカジスキで、この系統の文句が用いられるのは、あるいは禊教や御嶽教などのよう、いわゆる教派神道の感化をこうむつたものかもしれない。そのほかに、「ごく珍しい事例ではあるが、川崎市多摩区のオカマギトウのよう、「亀の甲山のおろくさん、お花遊びにいらっしゃい」などといつて、それぞれの狐の名を呼ぶことがおこなわれていた。

第八には、託宣の問題であるが、一般にその内容といふのは、村の大事から身辺の雑事まで、かなりひろい分野にわたつていて。福島県下の調査によると、地蔵やオカマサマやオシンメサマなどには、おもに縁談、病気、紛失物など、身のまわりのことについてうかがつっていた。そして、ハヤマや山の神の託宣を通じて、作柄などの大事なこととともに、もっと小さなことについても教えてもらつていた。それに対して、関東地方の神つけの場合には、めつたに村の大事などにふれることはなく、おおかたは身のまわりのこととにどまつていたとみられる。いずれにしても、こどもや若者の仲間では、遊びや踊りについてうかがうことが多くて、どうやらまともな信仰から離れがちであつたといえよう。

第九には、藝能の問題であるが、福島県下の調査によつても、地蔵やオカマサマやオシンメサマなどは、人について何かを告げるだけではなくて、唄にあわせておもしろく踊るという例がかなり多く知られている。関東地方の狐踊りのたぐいでも、まったく何の託宣もくださないで、ただ唄や踊りだけでおわつてしまふといふものが、

かならずしも珍しくはなかつたようである。そういう意味では、『志木市郷土史』の「子供の遊び」の項に、志木市宗岡のオカマギトウについて、

中座が催眠状態になると、

「お告げですか。お勇みですか。」

と伺い、お告げだとあれば、嫁がほしいがどの方角に良縁があるかとか、盜賊に入られたが盗まれた品が返るだらうかなどと、種々さまざまな伺いをたてる。お勇みとあれば陽気に歌つて踊つて楽しんだと記されたのに心ひかれる。そのような唄や踊りというのも、はじめからまつりの余興としておこつたはずではなく、もともと神がかりにともなうわざであつたものが、しだいにただの遊びに変つていつたように思われる。

さらに、子どもの遊びとの関聯について、鬼事の遊びの問題を中心と考えてみたいが、『渋川市誌』の民俗編には、渋川市祖母島の伝承として、

初午の日に二人の子どもがジャンケンをして勝つた方が、手拭で目隠しをする。この二人を囲んで周りの子ども達が太鼓をたたきながら「朝山、は山、羽黒の権現、十日の稻荷」と呪い事を繰返し唱える。一方、ジャンケンに負けた子どもが、鬼となつて二人が相撲をとる。すると目隠しをした子どもは稻荷様がのりうつり、異常な力で相手を負かした。あまり暴れるので、三、四人でおさえつけたと記されている。最近の筆者の調査によると、この地の「羽黒の権

現」の遊びは、お稲荷さんがのりうつると、たちまちに強くなつて、そのあたりを飛びあるき、ほかの子をころがしたりして、これをつかまえてしまうのであるが、つぎには、そのつかまえた子に、お稲荷さんをのりうつらせるというものであった。また、『郷土』一巻二号の佐竹盛富氏の「子供の遊び」には、長野県更級郡上山田町の「おかまいのり」について、

これも先づ、女の子供がよくやる遊びである。やはり、七八人寄ると、一人が「おこんこさん」になる。「おこんこさん」は幣束か、多くの場合は、青木葉を折つて両手でそれを握んで、いなだいく。これを中心にして他の子供が輪になつて口を揃へて、唱言を始める。

あさやま、はやま、はぐろのごんげん、かみしも、いわすに、なまかわ、ひんずる、かあまの、かあみ

というのに続けて、

これが段々繰り返されている中に、「おこんこさんがのつて来る」。それは、おこんこさんの手に持つた青木が、唱言の調子に合つてゆすれて来る。段々、度が加はる。体が動いて来る。遂にばさんと倒れると、周囲の一団は「わああッ」と鬨の声をあげて散らばつて逃げる。それを「おこんこさん」は追ひ廻す。この最初に捕らまつた者が、次に「おこんこさん」の役をつとめる

などと記されており、狐遊びなどという鬼事と通ずる形を示している。さかのぼつて、喜多村信節の『嬉遊笑覧』には、

鬼ことの一種に、鬼になりたるを山のおこんと名付、さそひ

つれて下にかがみ、ともどもつばなぬこといひつつ、つばなぬく学びをして、はては鬼にむかひ、人さし指と大指にて輪を作り、其内より覗きみて、是なにと問へば、答てほうしの玉といふと、みな逃走るを、鬼追かけて捕ふるなり。此戯は即き「ねの窓なり」

などと記されており、今日でも日本の東西にわたつて、「お山のお山のおっこんさん」とか、「山の中のおっくんさん」とかいうように、狐または親と子との間で、ひととおり何らかの問答がくり返されてから、ようやく鬼事の遊びに入つてゆくというものが伝えられ

ている。さきの二つの例のように、鬼の役に狐がのりうつって、多くの子を追いまわすというのは、そのような狐遊びの古態をとどめるものといえないのであるうか。もつとも、関東地方のオカマカジや狐踊りなどは、民間のシャマニズムの伝承として、かならずしも古い形態をそなえていたとはいはず、むしろ修験や行者の感化をうけて、かなり新しい傾向を示していたといってよい。それにもかかわらず、ここにあげたような事例の比較によつても、まともなおとなの信仰からはじまって、ただのこどもの遊戯にいたるまで、ひとつおりシャマニズムの変容の過程をたどることができそうである。

### 〔オカマ憑け・狐踊り等資料一覧〕

番号	件名	地名	資料	時期	場所	参加者	憑依者	神名	執物	唱え言	託宣	舞踊
1	(オカマ憑け)	福島県福島市下野寺	東北民俗一二	お釜講(春秋社日)	家の中	老女	老女	釜神				
2	(オカマ憑け)	福島県福島市吉井田	東北民俗一二	お釜講(春秋社日)	家の中	女	女	釜神				
3	(オカマ憑け)	福島県郡山市塙	東北民俗一二	お釜講(春秋社日)	家の中	女	女	釜神				
4	オカマ憑け	福島県郡山市田村町金沢	西郊民俗五三正月		男女	男女	男女	釜神	ゴー・本	A	○ ○ ○	○



21	20	19	18	17	16	15	14	番号
(神憑け)	サンギッチョ	(狐踊り)	オカマカジ	羽黒の權現	羽黒の權現	羽黒の權現	羽黒の權現	件名
榛東村新井	群馬県北群馬郡 村神戸	群馬県勢多郡東 村足越	群馬県勢多郡東 母島	群馬県渋川市祖	田	群馬県渋川市半	群馬県渋川市半	地名
榛東村の民俗	勢多郡東村の 民俗	民俗	民俗	六	西郊民俗一二 編	渋川市誌民俗 六	西郊民俗一二 編	資料
				初午の前日	初午の前日			時期
子	若い衆	青年	男子	祠	祠	田・辻		場所
男	(若い衆) 中坐	(青年) 中坐	男子	子	男子	男子	男子	参加者
神	稻荷・狐	狐	神	稻荷	稻荷	神	神	神名
オンベロ	ボンデン	幣束	幣束					執物
Q	P	O	N	M	L	K		唱え言
○	○	○		○	○			託宣
○								舞踊

30	29	28	27	26	25	24	23	22
カジツキ	トオカミ (狐踊り)		トオカミ	トオカミ	トウカミ	トウカミ	キツネカジ	(神憑け)
岸	埼玉県朝霞市根上	町	埼玉県蕨市仲上	町	埼玉県蕨市郷	埼玉県蕨市郷	埼玉県蕨市郷	埼玉県利根郡利根村砂川
二	西郊民俗一一	五	西郊民俗一二	び一四	ふるさとわら	五	西郊民俗一二	西郊民俗一二
	初午のヨミヤ		初午のヨミヤ		初午のヨミヤ		初午の宵宮	初午の宵宮
祠の前	祠	祠の前	家の中	社の前	社	社	堂の中	
子	男子	子	男	男女				子
子	男子	子	男	男	中座	中座	中座	子
稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	神
幣神	幣神	ヘイシン	幣神	榦	御幣			
Y	X	W	V	U	T	心経般若	S	R
○	○	○	○	○	○	○	○	○

38	37	36	35	34	33	32	31	番号
トウガミ	オカマカジ	オカマギトウ	カジツカセル	(カジツキ)	カジツキ	カジツキ	カジツキ	件名
多摩区 神奈川県川崎市 西生田	桧原村 東京都西多摩郡	岡 埼玉県志木市宗	岡 埼玉県朝霞市富士見	埼玉県朝霞市富士見	埼玉県朝霞市岡	埼玉県朝霞市岡	埼玉県朝霞市根岸	地名
神奈川の民俗	語彙 分類祭祀習俗	志木市郷土史	むさしの一 西郊民俗	二 西郊民俗一二	二 西郊民俗一一	二 西郊民俗一一	三 西郊民俗一二	資料
		初午の稻荷講	初午の前日	初午のヨミヤ	初午のヨミヤ	初午のヨミヤ	初午のユミヤ	時期
			小屋	祠の前	祠の前	祠の前	祠の前	場所
			子	子	男子	男子	子	参加者
ナカザ	子	中座	子	子	男子	男子	子	憑依者
稻荷	浅間など	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	稻荷	神名
	御幣	幣束	御幣	幣神	幣神	幣神	幣神	執物
f 祓い 中臣	e	d	c	b	a	Z		唱え言
○	○	○	○	○		○		託宣
○	○				○			舞踊

45	44	43	42	41	40	39
オカママイノリ	イナリオドリ	狐踊り	狐踊り	トオカミ	トオカミ	オカマギトウ
山田町	長野県上水内郡 信濃町稻附	川名	大船	神奈川県鎌倉市	神奈川県川崎市 麻生区細山	神奈川県川崎市 多摩区長尾
長野県更級郡上	郷土一一一 編四一二	長野県史民俗	藤沢の民話	としよりのはなし	西郊民俗七四	川崎の民俗
						正月・盆
		家の中				寺
女子	男女	男女	男女	男子	男女	子
女子	中座	男女	男女	(男女)	ノリキ (ノリキ)	中座
サン オコンコ	イナリ	狐	狐	イナリ	イナリ等	狐
木葉 幣束・青	御幣	幣束			幣束	御幣
k	j		真言	i	h	g
○	○			○	○	
		○		○		○

(A) ついたついた つき山は山 羽黒の権現 ならびにとうかの大明神  
〔オカマ憑け・狐踊り等資料唱え言一覧〕

チヨンタテチヨンタテ

(B)

シモカミナカガル ナカベンザラ オカマノ神

十六神のオカマの神さまよ おもしろそうにも おかしろそうにも あそばせたまえ  
つき山は山羽黒の権現 ならびにとうかわ大明神

(C)

シモカミナカガル ナカベンザラ オカマの神さま

十六神のオカマの神さま おもしろそうにも おかしそうにも あそばせたまえ  
しもかみいわざら なかべんなら かまの神

(D)

ちよんたて ちよんたて ちよんはなんだそれ ヨイサノサ

(E)

たのみ上げます萩山様よぜひの願いでたのみます

願い上げます高森様よ実の願いでたのみます

願い上げます背戸沢おさん実の願いでたのみます

願い上げます石わり様よ実の願いで取り上げます

たのみ上げます大やちほたる実の願いでたのみます

頼みあげます ボタバシ様よ どうぞこの場へ出ておくれ

だいけんにつそん日の一神 だいじょうがつそん月の神 しんとうかじ

玉の如く かがみの如く つるぎの如く 清く美しく

(H) 三十六のオカマの神さま おもしろそうにも おかしそうにも あそばせ給え

ついた ついたは つき山 は山 羽黒の権現 ならびに 豊川稻荷大明神

(I) あさ山 は山 羽黒の権現 十日の稻荷

(J) あさ山 は山 羽黒の権現 十日の稻荷

(K) あさ山 は山 羽黒の権現 十日の稻荷

(L) あさ山 は山 羽黒の権現 とうかの稻荷大明神

(M) 朝山 は山 羽黒の権現 十日の稻荷

(N) あさ山 は山 羽黒の権現 ならびのとうかの大明神

(O)	朝山 早山 羽黒の権現 並びに稻荷の大明神
(P)	アサヤマ ハグロノゴンゲン
(Q)	アサヤマハ山 ハグロノ権現 ナラビノ十日大明神
(R)	あさやま はやまの権現 ならびに十日の大ごんけど
(S)	アサヤマハヤマ 羽黒の権現 トウカハビンヅルカマノカミ ナラビニトウカノ大明神
(T)	トウカミエカシタメカンゴリソリコンタケ
(U)	トオカミエミタメ ハライタマエ キヨメタマエ
(V)	トオカミヨミタマエ カンオンジソントリソントタケ
(W)	トオカミエミタメ カンカンシンソン リンコンダンケン ハライタマイ キヨメタマイ
(X)	トオカミエミタメ カンゴンシンソリコンダケン ハライタマイキヨメタモウ
(Y)	トオカミエミタメ カンゴシンショウ リユウコウタマエ
(Z)	アサヤマハヤマ ハグロノゴンゲン ナラビニトウシヨウイナリダイミヨウジン
(a)	キヨメタマエ エンミンタンミン カンゴンシンショウ シソントタケ ハライタマエ キヨメタマイ
(b)	アサヤマハヤマ ハグロノゴンゲン ナラビノトウシヨウイナリダイミヨウジン
(c)	トオカミエミタメ カゴシソリホンタケ ハライタマエ キヨメタマエ
(d)	トオカミエミタメ カンゴシンショウ リュウコントタケ
(e)	トオカミエミタメ ハライタマエ キヨメタマエ
(f)	トオカミエミタメ カゴシソ(以下忘失)
(g)	トオカミエミタメ カゴシソ(以下忘失)
(h)	トオカミ ミタメ ミトタケ ハライタマエ キヨメタマエ
(i)	トオカミ エミタモウ キヨミタモウ カンゴシユ リッコンダケ

(j) 天タタラ 地タタラ 国王タタラ 天ビヤク 地ビヤク ワレニ ヒカレス ネガタキマツワ ヨモアラジ サラサラト アガリタ  
マエ ョモノカミ

(k) あさやま はやま はぐろの ごんげん かみしも いわすに なまかわ びんずる かあまの

(おおしま・たてひこ／東洋大学)